人権に関するお困りのことは, 人権擁護委員による特設人権相談を御利用ください。 平成30年7月17日 京都市文化市民局 担当〈6l安全推進部人権文化推進課 電話366-0322 京都地方法務局 〔担当 人権擁護課 電話231-0131(代)〕

# 人権擁護委員による特設人権相談の拡充について

京都市では,京都地方法務局と連携し,市民の皆様の人権相談に応じるため, 人権擁護委員による特設人権相談を実施しています。

この度,人権擁護委員による人権相談窓口について,市民サービスの向上と本相談制度の利用促進を図るため,以下のとおり,4箇所の区役所において,特設人権相談を新たに開設しますので、お知らせします。

### 人権擁護委員とは

法務大臣から委嘱を受け活動している民間のボランティアで「あなたの街の相談パートナー」として、人権に関する相談、調査・救済活動を行っています。また、啓発活動として、学校・幼稚園等での人権教室や、街頭啓発などを行っています。

記

## 1 相談日程(平成30年度)及び場所

相談場所	相談日		
右京区役所	9月20日(木)	12月20日(木)	3月28日(木)
左京区役所	10月18日(木)	1月17日(木)	
下京区役所	10月18日(木)	1月17日(木)	
伏見区役所	11月15日(木)	2月21日 (木)	

- ※ 面談による相談です。
- ※ 消費生活総合センターにおける特設人権相談(毎月1回開設,第4木曜日)についても、引き続き実施します。

#### 2 相談時間

午後1時15分~午後4時15分 (消費生活総合センターは、午後1時~午後4時)

### 3 費用

無料

### 4 申込方法

事前予約制

相談目前日の正午までに電話又はFAXにて御予約ください。

※ 事前の予約がない場合は、窓口を開設しません。

#### 5 申込み・問合せ

京都市文化市民局くらし安全推進部 人権文化推進課 電話 075-366-0322 FAX 075-366-0139

(参考) 人権問題に関する電話による御相談(法務局における常設人権相談)

みんなの人権110番 0570-003-110

子どもの人権110番 0120-007-110

女性の人権ホットライン 0570-070-810

※ 平日 午前8時30分~午後5時15分

Foreign-language Human Rights Hotline  $0\ 5\ 7\ 0-0\ 9\ 0\ 1\ 1$ 

% Weekdays 9:00-17:00